

スターピアくだまつサポーター会員規約

スタービアくだまつサポーター会員規約

(目的)

第1条 この規約は、公益財団法人下松市文化振興財団（以下「財団」という。）が運営するスタービアくだまつサポーター会員（以下「会員」という。）の扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(会員)

第2条 会員は、財団の目的及び事業活動に賛同し、下松市における文化芸術の振興に協力するために入会する法人又は団体とします。

2 財団は、法人又は団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員の入会を拒否することができるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 山口県暴力団排除条例（平成22年12月21日山口県条例第37号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (4) 社会上の問題になっているものに係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、財団理事長が適当でないと認める業種又は事業者

(会員期間)

第3条 会員の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とします。

(入会・更新手続き)

第4条 会員に入会を申込む際は、「スタービアくだまつサポーター会員入会申込書（以下「申込書」という。）」を提出し、財団の承認を受けてください。

- 2 入会が承認された場合は、請求書（振込依頼書）を発行しますので、財団が指定する期日までに、第5条に規定する会費を納入してください。
- 3 会員への入会は、対象年度の前年の10月1日から1月31日までとします。入会申込期間以降に申込みされた場合は、特典の一部を受けられないことがあります。
- 4 会員の更新については、会員期間中の9月末日までに意向を確認します。更新する場合は、請求書（振込依頼書）を発行しますので、財団が指定する期日までに、第5条第1項第2号に規定する会費を納入してください。

(会費)

第5条 会費は、次に掲げる金額を年額とします。

- (1) 初回年会費 36,000円（消費税込）
- (2) 2年目以降の更新年会費 30,000円（消費税込）

2 初回に限り、期間途中からの入会は、月割りとします。

3 会費は、いかなる理由があっても返還しないものとします。

(会費の使途)

第6条 前条の規定により納入された会費は、財団の公益目的事業の運営に使用します。

(会員特典)

第7条 財団は、会員に対して、次に掲げる特典を提供することとします。

- (1) 下松市文化会館内に設置する協賛PRボードへの法人名又は団体名の掲示
- (2) スタービアくだまつホームページへの法人名又は団体名の掲載
- (3) 財団主催事業のポスター及びチラシへの法人名又は団体名の掲載

(申込内容の変更)

第8条 会員は、その名称、住所、連絡先等、財団に提出した申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに財団まで申し出てください。

2 会員が、前項の変更の申出を行わなかったことにより、不利益を被った場合において、財団はその責任を一切負わないものとします。

(会員資格の取消)

第9条 財団は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会員資格を取り消すことができます。

- (1) 虚偽の内容で申込みをしたと財団理事長が認めた場合
- (2) 会員が不適切な行為を行ったと財団理事長が認めた場合
- (3) 第2条第2項各号のいずれかに該当する法人又は団体に至ったと財団理事長が認めた場合

(本規約の承諾)

第10条 会員は、入会の際に本規約を承諾したものとします。なお、本規約は変更することがあります。本規約を変更する際には、別途お知らせします。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、財団理事長が別に定めます。

附 則

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行します。